

森と緑の公社（林業公社）の経営改善に向けた支援について

【関係省庁】農林水産省

林業公社は、国策として推進された拡大造林政策に従い、日本政策金融公庫等の制度資金を活用して分収林事業を展開してきましたが、木材価格の低迷により借入金の償還が不可能な状況となっており、国のさらなる支援が不可欠であります。

このため、一昨年、国と地方で取りまとめた「林業公社の経営対策等に関する検討会報告書」に明記された対策の実現及び分収契約の変更が円滑に行えるよう、分収林特別措置法の改正等制度の見直しについて次のとおり提案します。

<京都府からの提案>

1 利子補助制度の創設など既往債務対策

既往債務の利子負担の軽減が図れるよう利子補助制度を創設するとともに、林業公社が抱える累積債務問題の解決に向けた抜本的な対策を早期に講じること。

2 公益的機能の維持・増進のための森林整備補助制度の継続

急峻で奥山にあるなど条件が不利な林業公社の事業地について、地球温暖化の防止等公益的機能の維持・増進の観点から間伐等の施業が着実に推進できるよう、定額助成事業を来年度以降も継続すること。

3 分収林特別措置法の改正等制度の見直し

土地所有者の相続等がネックとなり、地上権の期間延長等の契約内容の変更手続が円滑に行えないため、2分の1以上の所有者の同意で契約変更が行えるなど、「分収林特別措置法」の改正等制度の見直しを行うこと。

京都府の現状・課題等

◆ 京都府森と緑の公社の経営状況

- ・ 府内 13 市町村 277 箇所、4,652ha の事業地で分収林事業を展開
- ・ 累積債務：225 億円（利息負担：毎年約 4 億円）（平成 22 年度末）

※累積債務の利息は府が利子補給を実施

- ・ 独自財源がない中で、民間金融機関からの資金調達が困難化
- ・ 府貸付額：29 億円（平成 22 年度末）

◆ 公益的機能の維持・増進のための森林整備補助制度

「森林整備加速化・林業再生基金」（平成 21～23 年度、基金積立額：約 20 億円）

- ・ 森林整備の加速化による地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成等の実現のため、都道府県に基金を造成して、定額助成方式等による間伐・路網整備や公共施設等での地域材利用の促進等の事業を実施するもの
- ・ 急峻で奥山にあるなど条件が不利で間伐材の搬出が困難な森林において、公益的機能を維持・増進するためには、現行基金事業制度の継続が不可欠

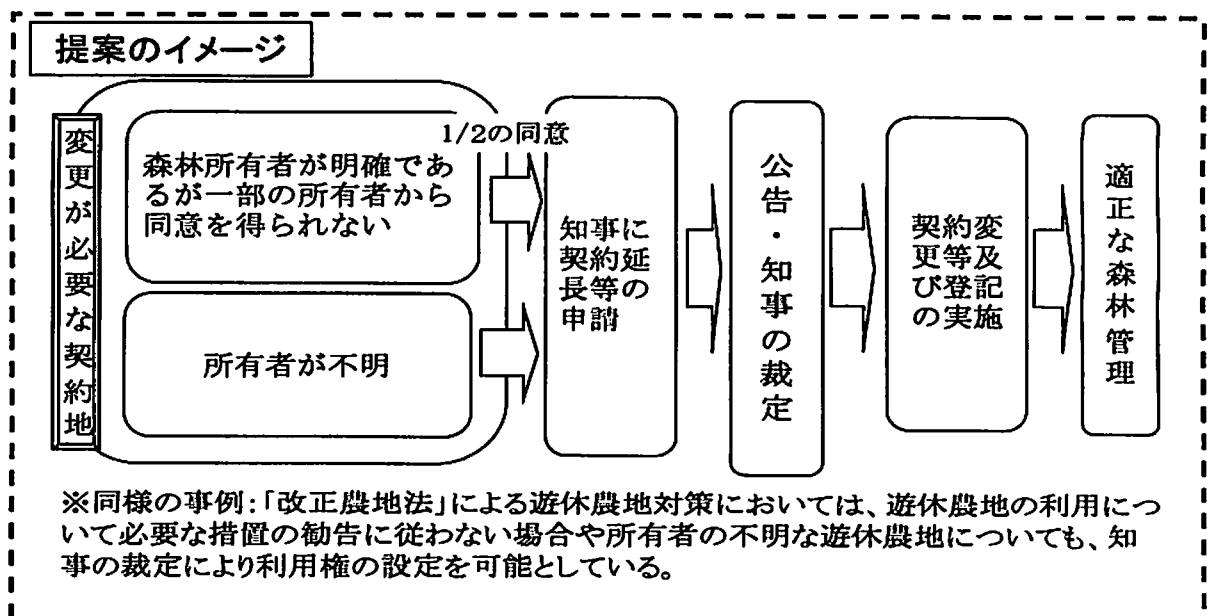
※作業道により搬出が可能な公社事業地は約 1,900ha（4 割）

◆ 分収林特別措置法の改正等制度の見直し

長伐期施業への転換のための分収契約変更（60 年→80 年）の課題

- ・ 分収契約の変更には契約者全員の同意が必要
- ・ 契約の長期化により相続が発生、相続人の特定が困難化

一定数の同意（1/2 以上）で契約変更が可能となるよう法的措置



【京都府の担当部局】

農林水産部 林務課 075-414-5015